

《令和8年度版》

あきる野市中小企業振興資金融資制度 あきる野市小口零細企業保証資金融資制度 ご案内

- ◆資金使途 設備資金・運転資金・開業資金
- ◆融資限度額 1,000万円（設備資金・運転資金・開業資金）
- ◆返済期間 設備資金 10年・運転資金 7年・開業資金 7年
（各資金据置期間 6月含む）
- ◆貸付利子 1.00%
- ◆利子補給率 0.30%（本人負担 0.70%）
- ◆制度融資をご利用いただける方

下表の中小企業者等を対象としています。制度ごとに条件が異なりますので、各制度の対象者をご確認ください。

業種	中小企業者（次のいずれかを満たすこと）		小規模企業者
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（下記業種を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	
小売業	5,000万円以下	50人以下	
政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの	業種ごとに政令で定める金額以下	業種ごとに政令で定める数以下	業種ごとに政令で定める数以下
特定事業を行う特定非営利活動法人		300人以下 （卸売業またはサービス業の場合は100人以下、小売業の場合は50人以下）	
医業を主たる事業とする法人		300人以下	20人以下

※小規模企業者は、あきる野市小口零細企業保証資金融資制度の対象要件です。

※宿泊業及び娯楽業を営む従業員20人以下の事業者は小規模企業者です。

◆主な非対象業種

条件を満たしている場合でも、以下の業種の方は制度融資をご利用できません。

農林漁業、金融業、保険業 ※一部農林業、一部金融業、保険媒介代理業及び保険サービス業を除く

◆制度融資概要

	中小企業振興資金融資	小口零細企業保証資金融資
申込要件	<p>【設備資金・運転資金】</p> <p>(1)個人にあつては市内に住所または事業所を有し、法人にあつては市内に本店または事業所を有し、かつ引き続き1年以上同一事業を営んでいること。</p> <p>(2)区市町村民税または固定資産税の納税義務者で、既に納期の経過した分の市税を完納していること。</p> <p>(3)現在かつ将来にわたつて、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。</p> <p>【開業資金】</p> <p>(1)融資の実行を受けてから6月以内に市内で事業を開始することにより中小企業者となる者または市内で事業開始後1年未満の中小企業者であること。</p> <p>(2)区市町村民税または固定資産税の納税義務者で既に納期の経過した分の市税を完納していること。</p> <p>(3)現在かつ将来にわたつて、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。</p>	<p>【設備資金・運転資金】</p> <p>(1)個人にあつては市内に住所または事業所を有し、法人にあつては市内に本店または事業所を有し、かつ引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者であること。</p> <p>(2)区市町村民税または固定資産税の納税義務者で、既に納期の経過した分の市税を完納していること。</p> <p>(3)この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること。</p> <p>(4)現在かつ将来にわたつて、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。</p> <p>【開業資金】</p> <p>(1)融資の実行を受けてから6月以内に市内で事業を開始することにより小規模企業者となる者または市内で事業開始後1年未満の小規模企業者であること。</p> <p>(2)区市町村民税または固定資産税の納税義務者で既に納期の経過した分の市税を完納していること。</p> <p>(3)この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること。</p> <p>(4)現在かつ将来にわたつて、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。</p>
資金使途	<p>【設備資金】機械、土地、建物その他の事業の用に供する固定資産の購入等に要する資金</p> <p>【運転資金】商品の仕入れ、買掛金の決済、諸経費の支払等に要する資金</p> <p>【開業資金】事業を開始する、または事業開始後1年未満において当該事業を営むために必要な資金</p>	
融資限度額	1,000万円 設備資金及び運転資金は併用可能。最大2,000万円	1,000万円 設備資金及び運転資金は併用可能。最大2,000万円
貸付利率及び 利子補給率	<p>【貸付利率】1.00%</p> <p>【利子補給率】0.30% (本人負担0.70%)</p> <p>※上記の貸付利率及び利子補給率は令和8年度に限る</p>	
償還方法	元金均等月賦償還	
保証人	東京信用保証協会若しくは東京都農業信用基金協会の保証が必要	東京信用保証協会の保証が必要

◆必要書類

	中小企業振興資金融資	小口零細企業保証資金融資
共通	・申込書 ・直近に納期が到来した分の区市町村民税及び固定資産税の納税証明書または非課税証明書 （法人の場合：法人市民税及び法人固定資産税） ・3ヶ月以内発行の履歴事項全部証明書 ※法人の場合 （法人が市内に事務所を有することを証明する書類：法人市民税申告書 第二十号の三様式等） ・直近の確定申告書の写し ※個人の場合	
開業資金	・開業計画書	
その他		・同意書

※金融機関等から提出を求められた書類を依頼する場合があります。

◆保証料補助

開業資金の利用者で、東京信用保証協会に保証料を支払った場合、その額の1/2を補助します。

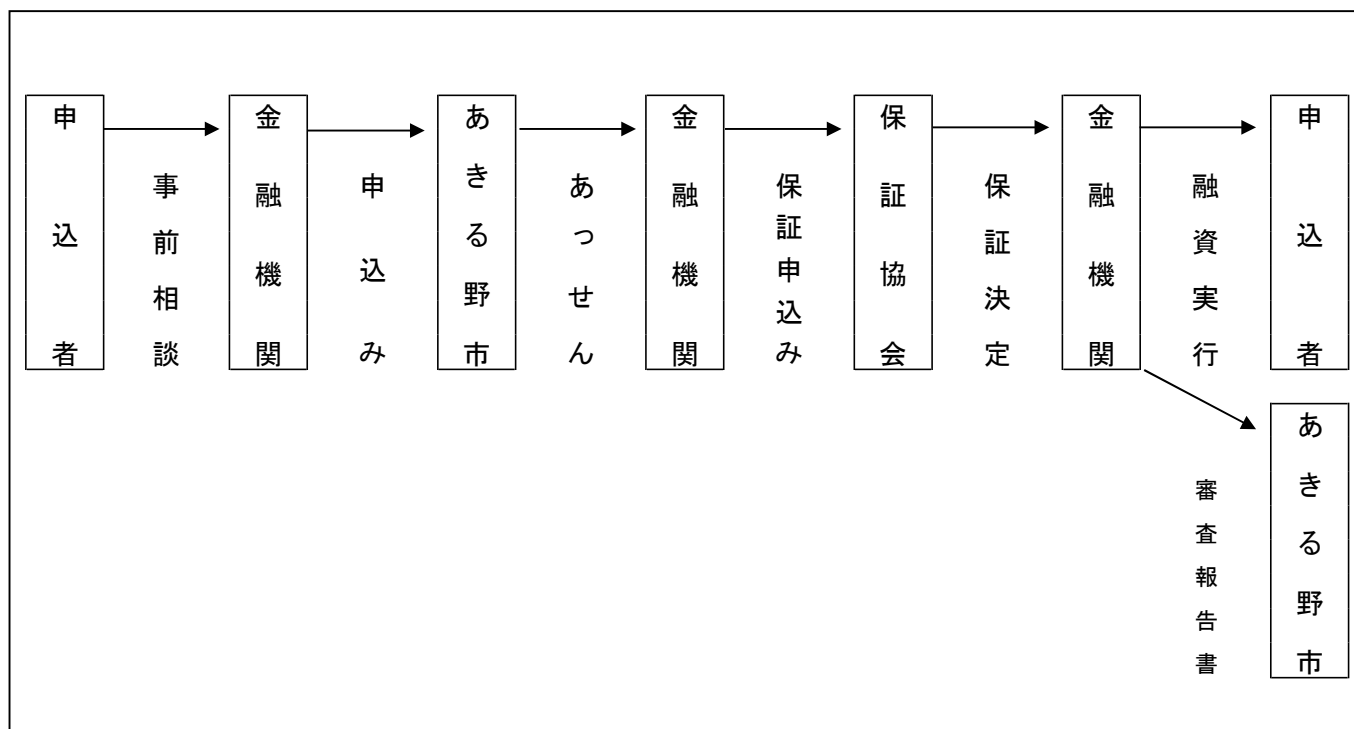
ただし、繰上償還し、保証料の返戻を受けた時は、その額の1/2を市に返還していただきます。

また、中小企業振興資金融資〈設備（※運転資金との併用及び責任共有対象外の場合を除く）・開業資金〉及び小口零細企業保証資金融資〈設備・運転・開業資金〉をご利用の方で、東京都の制度融資の要件を満たしている場合には、都の保証料補助を利用できる場合があります。

◆注意事項

- (1)融資を受けた者は、資金を目的以外に使用することはできません。
- (2)中小企業振興資金融資と小口零細企業保証資金については、併用することができません。
- (3)大規模な災害または金融危機に起因した経済の収縮等の影響により償還が困難な場合は、1年を据置期間とすることができません。
- (4)特定事業を行う特定非営利活動法人は中小企業振興資金融資（開業資金）と小口零細企業保証資金融資（設備資金・運転資金・開業資金）を利用できません。

申込みから融資実行までの流れ



あっせん手続きの所要日数

融資申込みをして、あっせん決定までに通常約1週間程度かかりますので、計画的にご利用ください。

取扱金融機関

秋川農業協同組合	本店	☎	559-5111
秋川農業協同組合	東秋留支店	☎	558-0078
秋川農業協同組合	多西支店	☎	558-7621
秋川農業協同組合	五日市支店	☎	596-1431
株式会社りそな銀行	あきる野支店	☎	558-2611
青梅信用金庫	秋川支店	☎	558-1611
青梅信用金庫	増戸支店	☎	596-5311
西武信用金庫	秋川支店	☎	558-1311
西武信用金庫	五日市支店	☎	596-1811
西武信用金庫	日の出支店	☎	597-6911
多摩信用金庫	秋川支店	☎	559-3111
多摩信用金庫	あきる野支店	☎	550-3111

※秋川農業協同組合においては、「開業資金」の融資及びあきる野市小口零細企業保証資金融資を取扱いません。

※近隣または取引のある金融機関へご相談ください。

問い合わせ

あきる野市役所商工振興課 558-1867

